

## 第6号報告

### 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、下記のとおり健全化判断比率（令和3年度決算数値）を報告する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋勝浩

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.1	19.5
( 12.53 )	( 17.53 )	( 25.0 )	( 350.0 )

備考

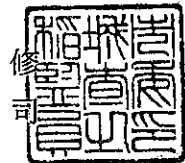
- 「—」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額がないこと又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されないことを示す。
- 括弧内の数値は、稲城市に該当する早期健全化基準を示す。



稲 監 第 346 号  
令和 4 年 8 月 18 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 牧  
稲城市監査委員 池田英



令和3年度健全化判断比率の審査意見について

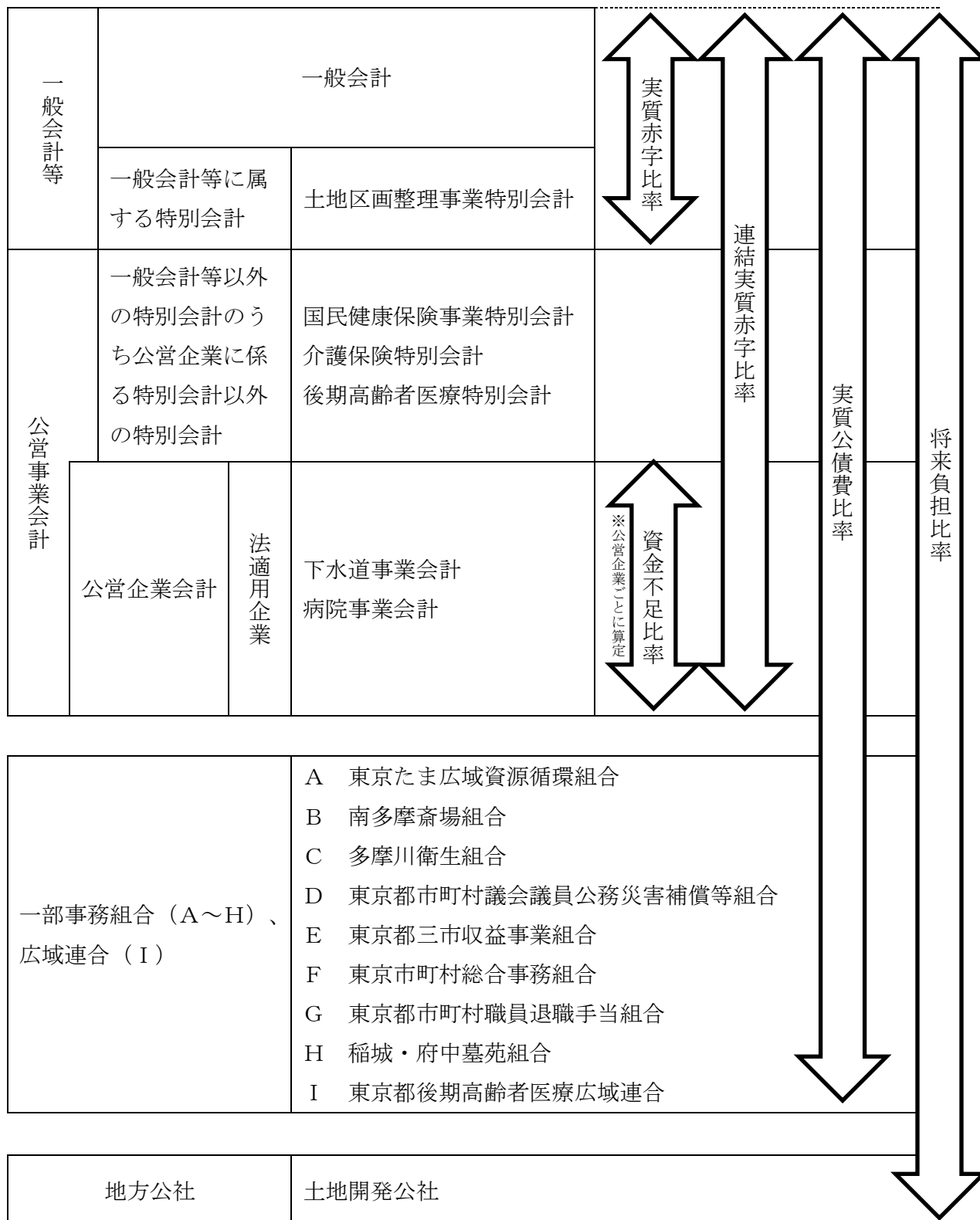
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

# 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象及び範囲

令和3年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類



## 2 審査の実施期間

令和4年7月15日から令和4年8月17日まで

## 3 審査の手続

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 記

(単位：%)

指 標	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	非該当 (△11.38)	12.53	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△24.10)	17.53	30.00
実質公債費比率	3.1	25.0	35.0
将来負担比率	19.5	350.0	

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

### 第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

#### 1 実質赤字比率について

令和3年度の一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字額はなかった。

(単位：%、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
実質赤字比率	△11.38	△5.16	△6.22

#### 【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (a)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

#### 一般会計等実質収支額の状況

(単位：千円)

区分	実質収支額		増減額
	令和3年度	令和2年度	
一般会計	2,185,547	938,857	1,246,690
土地区画整理事業特別会計	500	501	△1
計 (△赤字額) (a)	2,186,047	939,358	1,246,689

#### 標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	
標準財政規模 (b)	19,195,254	18,191,145	1,004,109	
内 訳	標準税収入額等	16,666,235	16,977,771	△311,536
	普通交付税額	1,266,190	629,522	636,668
	臨時財政対策債発行可能額	1,262,829	583,852	678,977

## 2 連結実質赤字比率について

令和3年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び地方公営企業会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字額はなかった。

(単位：％、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
連結実質赤字比率	△24.10	△15.22	△8.88

### 【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (c)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

### 各会計の実質収支額及び資金不足・剰余額

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和2年度	増減額
実質収支額	一般会計等	2,186,047	939,358	1,246,689
	国民健康保険事業特別会計	0	0	0
	介護保険特別会計	132,441	217,711	△85,270
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0
資金不足・剰余額	下水道事業会計	221,092	129,578	91,514
	病院事業会計	2,086,760	1,483,567	603,193
計(△赤字額) (c)		4,626,340	2,770,214	1,856,126

### 3 実質公債費比率について

平成31年度から令和3年度までの3か年平均の実質公債費比率は3.1%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっていた。

(単位:%、ポイント)

区分	令和3年度 A	令和2年度 B	31年度	30年度	前年度増減 A-B又は C-D
実質公債費比率 (単年度)	3.40547	3.40648	2.61471	3.04221	△0.00101
令和3年度実質 公債費比率(3 か年平均) C	3.1				0.1
令和2年度実質 公債費比率(3 か年平均) D		3.0			

#### 【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(d)} + \text{準元利償還金(e)}) - (\text{特定財源(f)} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}{(\text{3か年平均})(\text{標準財政規模(b)} - \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}$$

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

#### 実質公債比率算定項目の額

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和2年度	平成31年度
元利償還金の額(d)	2,060,723	2,048,014	1,942,262
準元利償還金の額(e)	600,006	747,986	813,366
特定財源の額(f)	351,780	478,335	544,714
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)	1,713,617	1,757,868	1,798,425

#### 4 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は19.5%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっていた。

#### 【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(h)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (i)}{\text{標準財政規模(b)} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (g)}$$

地方公共団体の現在抱えている借入金（地方債）その他の負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

#### 将来負担額等の状況

(単位:千円、%、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
将来負担額 (h)	30,536,874	33,770,144	△3,233,270
充当可能財源等の額 (i)	27,114,986	28,077,898	△962,912
標準財政規模 (b)	19,195,254	18,191,145	1,004,109
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (g)	1,713,617	1,757,868	△44,251
将来負担比率 (h-i)/(b-g)	19.5	34.6	△15.1

#### 第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。



## 第7号報告

### 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、下記のとおり資金不足比率（令和3年度決算数値）を報告する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋勝浩

### 記

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
病院事業会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第1号の規定により算定した。
下水道事業会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第1号の規定により算定した。

### 備考

- 「—」は、資金不足が生じていないことを示す。
- 「政令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）である。



稲監第 346-2 号  
令和 4 年 8 月 18 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 牧  
稲城市監査委員 池田英



令和 3 年度資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

# 令和3年度 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象及び範囲

令和3年度資金不足比率（稲城市病院事業会計資金不足比率及び稲城市下水道事業会計資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の実施期間

令和4年7月15日から令和4年8月17日まで

### 3 審査の手続

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 記

(単位：%)

指 標	令和3年度	経営健全化基準
稲城市病院事業会計 資金不足比率	非該当 (△40.5)	20.0
稲城市下水道事業会計 資金不足比率	非該当 (△20.5)	20.0

備考：資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

### 第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

#### 【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}(p)}{\text{事業の規模}(q)}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業の資金不足の大きさを、その地方公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したもの。

#### 1 病院事業会計の資金不足比率について

令和3年度病院事業会計の資金不足額はなかった。

#### 病院事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
流動資産 (k)	3,184,707	2,274,839	909,868
流動負債 (l=m-n)	1,097,947	791,272	306,675
流動負債 (m)	1,684,927	1,280,564	404,363
控除企業債等 (n)	586,980	489,292	97,688
資金不足額 (p=l-k)	△2,086,760	△1,483,567	△603,193
事業規模 (q=r+s+t)	5,144,593	4,805,320	339,273
医業収益 (r)	4,862,188	4,524,000	338,188
医業外収益			
救急医療に要する経費 (s)	188,376	184,180	4,196
保健衛生行政に要する経費 (t)	94,029	97,140	△3,111
資金不足比率	△40.5	△30.8	△9.7

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

2 下水道事業会計の資金不足比率について

令和3年度下水道事業会計の資金不足額はなかった。

下水道事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
流動資産 (k)	527,404	314,308	213,096
流動負債 (l=m-n)	275,412	147,218	128,194
流動負債 (m)	722,475	647,654	74,821
控除企業債等 (n)	447,063	500,436	△53,373
算入地方債の現在高 (o)	30,900	37,512	△6,612
資金不足額 (p=l+o-k)	△221,092	△129,578	△91,514
事業規模 (q=r)	1,074,959	1,082,044	△7,085
営業収益 (r)	1,074,959	1,082,044	△7,085
資金不足比率	△20.5	△11.9	△8.6

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の病院事業会計及び下水道事業会計において資金不足は生じておらず、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。また、病院事業会計においては、財源の確保に留意しつつ、引き続き受診状況の変化が資金剰余額に及ぼす影響を注視する必要がある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

# 健全化判断比率等の算定概要

～地方公共団体の財政の健全化に関する法律～

## 令和3年度決算数値

### 健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率（公営企業会計）

稲城市 企画部 財政課

## 健全化判断比率 一覧表

指 標	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
稲城市の数値	非該当 (△11.38%)	非該当 (△24.10%)	3.1%	19.5%
早期健全化基準 (イエローゾーン)	12.53%	17.53%	25.0%	350.0%
財政再生基準 (レッドゾーン)	20.00%	30.00%	35.0%	

## 資金不足比率 一覧表

指 標	⑤-1 病院事業会計の資金不足比率	⑤-2 下水道事業会計の資金不足比率
稲城市の数値	非該当 (△40.5%)	非該当 (△20.5%)
経営健全化基準 (イエローゾーン)	それぞれの企業会計ごとに、20.0%	

※ 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

## 実質赤字比率・連結実質赤字比率算定の概要 (令和3年度決算)

### 1 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

一般会計及び一般会計等に属する特別会計の名称	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C =A-B	翌年度に 繰り越す べき財源 D =E+F+G+H-I	繰越明許費 繰越額 E	事故繰越し 繰越額 F	事業繰越額 G	支払繰延額 H	E~Hに係る 未収入特定 財源 I	実質収支額 ※1 J =C-D
一般会計	39,252,808	37,042,921	2,209,887	24,340	388,348	7,694	0	0	371,702	2,185,547
土地区画整理事業特別会計	1,445,349	1,286,430	158,919	158,419	209,909	0	0	0	51,490	500
合計(単純合計)	40,698,157	38,329,351	2,368,806	182,759	598,257	7,694	0	0	423,192	<b>2,186,047</b> ①

### 2 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計の名称	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C =A-B	翌年度に 繰り越す べき財源 D =E+F+G+H-I	繰越明許費 繰越額 E	事故繰越し 繰越額 F	事業繰越額 G	支払繰延額 H	E~Hに係る 未収入特定 財源 I	実質収支額 ※1 J =C-D
国民健康保険事業特別会計	7,603,697	7,603,697	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険特別会計	5,364,023	5,231,582	132,441	0	0	0	0	0	0	132,441
後期高齢者医療特別会計	1,790,606	1,790,606	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(単純合計)	14,758,326	14,625,885	132,441	0	0	0	0	0	0	<b>132,441</b> ②

- Eの「繰越明許費繰越額」 地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度の歳出予算の経費のうち令和4年度に繰り越した額
- Fの「事故繰越し繰越額」 地方自治法第220条第3項の規定により、令和3年度の歳出予算の経費のうち、令和3年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終えることができなかったもので、令和4年度に繰り越した額
- Gの「事業繰越額」 令和3年度の歳出予算の経費のうち、諸般の事情から令和3年度内に支出負担行為をすることができず未執行となったため不用額とし、令和4年度において新たに歳出予算に計上して執行するもの
- Hの「支払繰延額」 令和4年3月31日までに債務が発生したが、その支払が令和3年度においてできなかったため、令和4年度にその支払を繰り延べたもの
- Iの「未収入特定財源」 E~Hの繰越し又は繰延べを行った場合における当該繰越額又は繰延額であって、令和3年度中に収入されず、令和4年度中において確実に収入が見込まれる特定財源のうち、補助指令のあった国庫支出金、補助指令のあった都道府県支出金、許可のあった地方債、受託事業収入並びに収入調定済の分担金及び負担金のほか、地方道路整備臨時交付金（法令に基づき歳入が確実なもの）等

※1 「実質収支額」が赤字の場合は負の値、黒字の場合は正の値



### 3 公営企業会計に係る資金不足額

#### (1) 法適用事業・宅地造成事業以外

(単位：千円)

特別会計の名称	補正後の 流動負債額	流動負債額	控除企業債等	算入地方債 の現在高	補正後の 流動資産額	流動資産額	控除財源等	令(※)第 3条第1項・ 令第4条の 数値 ※2	解消可能 資金不足額	資金不足額 資金剰余額 ※3
	A =B-C	B	C	D	E =F-G	F	G	H =A+D-E	I	J =H-I又は-H
病院事業会計	1,097,947	1,684,927	586,980	0	3,184,707	3,184,707	0	△ 2,086,760	0	<b>2,086,760</b> ③
下水道事業会計	275,412	722,475	447,063	30,900	527,404	527,404	0	△ 221,092	0	<b>221,092</b> ④

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

Cの「控除企業債等」 令和3年度決算分の貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

Dの「算入地方債の現在高」 建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和3年度決算における残高

Gの「控除財源等」 控除財源と控除額の合計額

Iの「解消可能資金不足額」 J欄の数値が正の値である場合（資金不足がある場合）に算入

(2) 法適用事業・宅地造成事業：該当なし

(3) 法非適用事業・宅地造成事業以外：該当なし

(4) 法非適用事業・宅地造成事業：該当なし

### 4 比率算定

(単位：千円)

標準財政規模	<b>19,195,254</b> ⑤
うち臨時財政対策債発行可能額	1,262,829

(単位：千円、%)

実質収支	※4 =①	<b>2,186,047</b>
連結実質収支	※4 =①～④合計	<b>4,626,340</b> ⑥
実質赤字比率	※5 =①×-1/⑤	—
連結実質赤字比率	※5 =⑥×-1/⑤	—

(参考)

実質収支比率	=①/⑤	11.38
連結実質収支比率	=⑥/⑤	24.10

※2 解消可能資金不足額の補正前に資金不足がある場合は正の値、資金剰余がある場合は負の値

※3 解消可能資金不足額の補正後に資金不足がある場合は負の値、資金剰余がある場合は正の値

※4 実質赤字・資金不足である場合は負の値、実質黒字・資金剰余である場合は正の値

※5 実質赤字・資金不足である場合は正の値、実質黒字・資金剰余である場合は数値なし

# 実質公債費比率算定の概要 (令和3年度決算)

## 1 分子の額

(単位：千円)

	元 利 償 還 金					
	A	B	C	D	E	F
	元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く。)	満期一括償還地方 債の1年当たりの 元金償還金に相当 するもの(年度割 相当額)等	公営企業に要する 経費の財源とする 地方債の償還の財 源に充てたと認め られる繰入金	一部事務組合等の 起こした地方債に 充てたと認められ る補助金又は負担 金	公債費に準ずる債 務負担行為に係る もの(内訳は下表 に掲げるとおり)	一時借入金の利子
平成31年度	1,942,262	0	362,587	29,401	421,378	0
令和2年度	2,048,014	0	319,035	13,113	415,838	0
令和3年度	2,060,723	0	175,890	7,646	416,470	0

## 2 分母の額

(単位：千円)

健全化法の標準財政規模		
G	H	I
標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発 行可能額
16,342,699	561,653	669,790
16,977,771	629,522	583,852
16,666,235	1,266,190	1,262,829

## 3 共通控除額

(単位：千円)

	基準財政需要額に算入されるもの			特定財源の額
	J	K	L	M
	災害復旧費等に係 る基準財政需要額	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債費	密度補正により基 準財政需要額に算 入された元利償還 金及び準元利償還 金	
	※1	※2	※3	※4
平成31年度	1,391,713	227,113	179,599	544,714
令和2年度	1,345,055	226,724	186,089	478,335
令和3年度	1,303,448	223,316	186,853	351,780

## 4 比率算定

(単位：%)

	実質公債費 比 率	実質公債費 比 率
	単年度	3か年平均
平成31年度	2.61471	3.1
令和2年度	3.40648	
令和3年度	3.40547	

(参考)

(単位：千円)

	E の 内 訳								
	PF事業に係る債 務負担行為に係る もの	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出	地方公共団体以外 の債務を引き受け た場合における当 該債務の履行に要 する経費の支出	その他これらに準 ずると認められる もの	利子補給に係るも の
平成31年度	275	399,277			9,892	0	0	0	11,934
令和2年度	298	394,086			9,892	0	0	0	11,562
令和3年度	7,434	385,642			9,892	0	0	0	13,502

実質公債費比率の算式 = 
$$\frac{(A+B+C+D+E+F) - (J+K+L+M)}{(G+H+I) - (J+K+L)}$$

※1、2、3 交付税の算定において基準財政需要額に算入されるもののうち、一般会計等から支出するもの

※4 元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入(多摩ニュータウン関連公共施設整備費補助金、都市計画税等)

# 将来負担比率算定の概要 (令和3年度決算)

## 1 将来負担額

(単位：千円)

一般会計等の 地方債現在高	債務負担行為 に基づく 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等の起債 に対する負担 補助見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	第3セクター 等	連結 実質赤字額	組合等連結 実質赤字額 負担見込額	将来負担額 合計
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
22,531,597	3,656,090	1,866,037	159,590	2,323,560	=G+H+I 0	0	0	0	0	0	= (A~F)+J+K <b>30,536,874</b>

## 2 充当可能財源等

(単位：千円)

充当可能基金	充当可能 特定財源	うち 都市計画税	基準財政 需要額 算入見込額	充当可能 財源等合計
M	N	O	P	Q
7,025,319	3,974,385	2,615,894	16,115,282	=M+N+P <b>27,114,986</b>

## 3 算入公債費等の額

(単位：千円)

「実質公債費比率算定の概要」の「3 共通控除額」に記載した令和3年度の (J+K+L)	<b>1,713,617</b>
---	------------------

## 4 比率算定

(単位：千円)

標準財政規模	<b>19,195,254</b>
うち臨時財政対策債発行可能額	1,262,829

(単位：%)

将来負担比率の算式 = $\frac{(1)-(2)}{(4)-(3)}$	<b>将来負担比率</b>	<b>19.5</b>
---------------------------------------	---------------	-------------

### Bの内訳

項目	内容	金額 (千円)
PFI事業に係るもの (新文化センター施設取得)		877,963
五省協定による小・中学校、給食調理場の建替え施行の買取り費		2,654,637
土地開発公社の先行取得土地の買取り費		68,498
特別養護老人ホーム等建設費助成事業		54,992

### Cの内訳

項目	内容	金額 (千円)
病院事業会計の繰入れ		472,612
下水道事業会計の繰入れ		1,393,425

### Dの内訳

項目	内容	金額 (千円)
東京たま広域資源循環組合		4,433
南多摩斎場組合		0
多摩川衛生組合		155,157

### Eの内訳

項目	内容	人数 (人)
一般職・一般会計等の負担対象職員		522
特別職・一般会計等の負担対象職員		3

### Fの内訳

項目	負債等の有無・内容 (金額：千円)		
地方道路公社	該当なし		
土地開発公社	負債	なし	資産等 230,912
地方独立行政法人	該当なし		
第3セクター等	損失補償債務の該当なし		

### Kの内訳

項目	黒字(資金剰余)・赤字(資金不足)	金額 (千円) ※
東京たま広域資源循環組合	実質黒字 (資金剰余)	492,066
南多摩斎場組合	実質黒字 (資金剰余)	16,859
多摩川衛生組合	実質黒字 (資金剰余)	127,339
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	実質黒字 (資金剰余)	1,321
東京都三市収益事業組合	実質黒字 (資金剰余)	157,522
東京市町村総合事務組合	実質黒字 (資金剰余)	144,245
東京都市町村職員退職手当組合	実質黒字 (資金剰余)	399,750
東京都後期高齢者医療広域連合	実質黒字 (資金剰余)	38,101,276
稲城・府中墓苑組合	実質黒字 (資金剰余)	21,229
組合等の連結実質赤字に対する一般会計等の負担見込み	該当なし	

※組合の全体額

Mの内訳

項目内容	金額(千円)
財政調整基金	2,987,320
減債基金	0
公共施設整備基金	1,446,979
庁舎建設基金	95,117
都市計画事業資金積立基金	14
緑化推進基金	1,000,793
まちづくり推進事業基金	36,779
長寿社会福祉基金	114,596
国民健康保険高額療養費貸付基金	5,000
国民健康保険財政運営基金	23
介護保険高額介護サービス費等貸付基金	2,000
介護保険給付準備基金	1,334,486
後期高齢者医療高額療養費貸付基金	1,000
森林環境譲与税基金	1,212
新型コロナウイルス感染症対策基金	0

Nの内訳

(都市計画税以外)

項目内容	金額(千円)
多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費都補助金(公債費分)	31,172
多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費都補助金(関公費分)	1,327,319

Oの内訳

(都市計画税)

	都市計画税額 a	都市計画事業費 b	特定財源 c	都市計画事業に係る地方債の元金償還金等					合計 e=b-c+d	充当率 f=a/e
				一般会計起債残高	債務負担行為分	特別会計起債分	組合等起債分	小計 d		
平成31年度	1,268,663	1,506,178	512,588	225,124	0	234,346	24,727	484,197	1,477,787	0.858
令和2年度	1,289,531	1,552,169	500,909	218,511	0	195,105	10,447	424,063	1,475,323	0.874
令和3年度	1,300,277	1,733,757	619,181	214,286	0	84,677	173	299,136	1,413,712	0.920
									平均充当率 f'	0.884

・都市計画事業費に含まれるもの

土地区画整理事業費、下水道事業費、公園建設・買取り費等に対する一般会計等の負担分

都市計画事業に係る地方債の現在高等				合計 g	充当見込み額 h=g*f'
一般会計起債残高	債務負担行為分	特別会計起債分	組合等起債分		
1,564,679	0	1,393,425	1,052	2,959,156	2,615,894

## 資金不足比率算定の概要

(令和3年度決算)

### 1 法適用事業・宅地造成事業以外

(単位：千円、%)

特別会計の名称	資金不足額 資金剰余額 ※1	営業収益 の額	うち指定管 理者利用料 金収入	受託工事 収益の額	事業の規模	資金不足 比 率 ※2
	A	B	C	D	E =B-D	F =A/E
病院事業会計	2,086,760	5,144,593	0	0	5,144,593	— (△ 40.5)
下水道事業会計	221,092	1,074,959	0	0	1,074,959	— (△ 20.5)

Cの「指定管理者利用料金収入」利用料金制の指定管理者を導入している公営企業の場合における指定管理者が収入した利用料金

2 法適用事業・宅地造成事業：該当なし

3 法非適用事業・宅地造成事業以外：該当なし

4 法非適用事業・宅地造成事業：該当なし

※1 実質赤字・資金不足である場合は負の値、実質黒字・資金剰余である場合は正の値

※2 実質赤字・資金不足である場合は正の値、実質黒字・資金剰余である場合は数値なし。  
なお、資金不足が生じていない場合は、「—」を表示し、計算上の数値を括弧内に記載している。

## 第8号報告

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決により指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋 勝 浩

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した和解及び損害賠償の額の決定に関する報告

1 対象事件 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に専決処分した和解及び損害賠償の額の決定

2 和解及び損害賠償の額の決定の内容

公の営造物の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により発生した事故に係るもの

決定年月日	損害賠償の額	相手方
令和3年8月22日	9,665円	稲城市外在住の個人

## 第9号報告

令和3年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和3年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋 勝 浩



## 別紙

## 令和3年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書

## 1 総括表

(単位 円)

1	原	資	5,000,000
内 訳	前	年度末残高	5,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	5,000,000
内 訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	5,000,000
内 訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数 $\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$	0.00回

## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
令和3年4月	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	5,000,000	0
5月		0	0	5,000,000	0
6月		0	0	5,000,000	0
7月		0	0	5,000,000	0
8月		0	0	5,000,000	0
9月		0	0	5,000,000	0
10月		0	0	5,000,000	0
11月		0	0	5,000,000	0
12月		0	0	5,000,000	0
令和4年1月		0	0	5,000,000	0
2月		0	0	5,000,000	0
3月		0	0	5,000,000	0
合 計	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 5,000,000	0

## 第10号報告

令和3年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和3年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋勝浩



## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
令和3年4月	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	2,000,000	0
5月		0	0	2,000,000	0
6月		0	0	2,000,000	0
7月		0	0	2,000,000	0
8月		0	0	2,000,000	0
9月		0	0	2,000,000	0
10月		0	0	2,000,000	0
11月		0	0	2,000,000	0
12月		0	0	2,000,000	0
令和4年1月		0	0	2,000,000	0
2月		0	0	2,000,000	0
3月		0	0	2,000,000	0
合 計	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 2,000,000	0

## 第11号報告

令和3年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和3年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日

稲城市長 高橋勝浩

## 別紙

## 令和3年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書

## 1 総括表

(単位 円)

1	原	資	1,000,000
内 訳	前	年度末残高	1,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数 $\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$	0.00回

## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
令和3年4月	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	1,000,000	0
5月		0	0	1,000,000	0
6月		0	0	1,000,000	0
7月		0	0	1,000,000	0
8月		0	0	1,000,000	0
9月		0	0	1,000,000	0
10月		0	0	1,000,000	0
11月		0	0	1,000,000	0
12月		0	0	1,000,000	0
令和4年1月		0	0	1,000,000	0
2月		0	0	1,000,000	0
3月		0	0	1,000,000	0
合 計	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 1,000,000	0